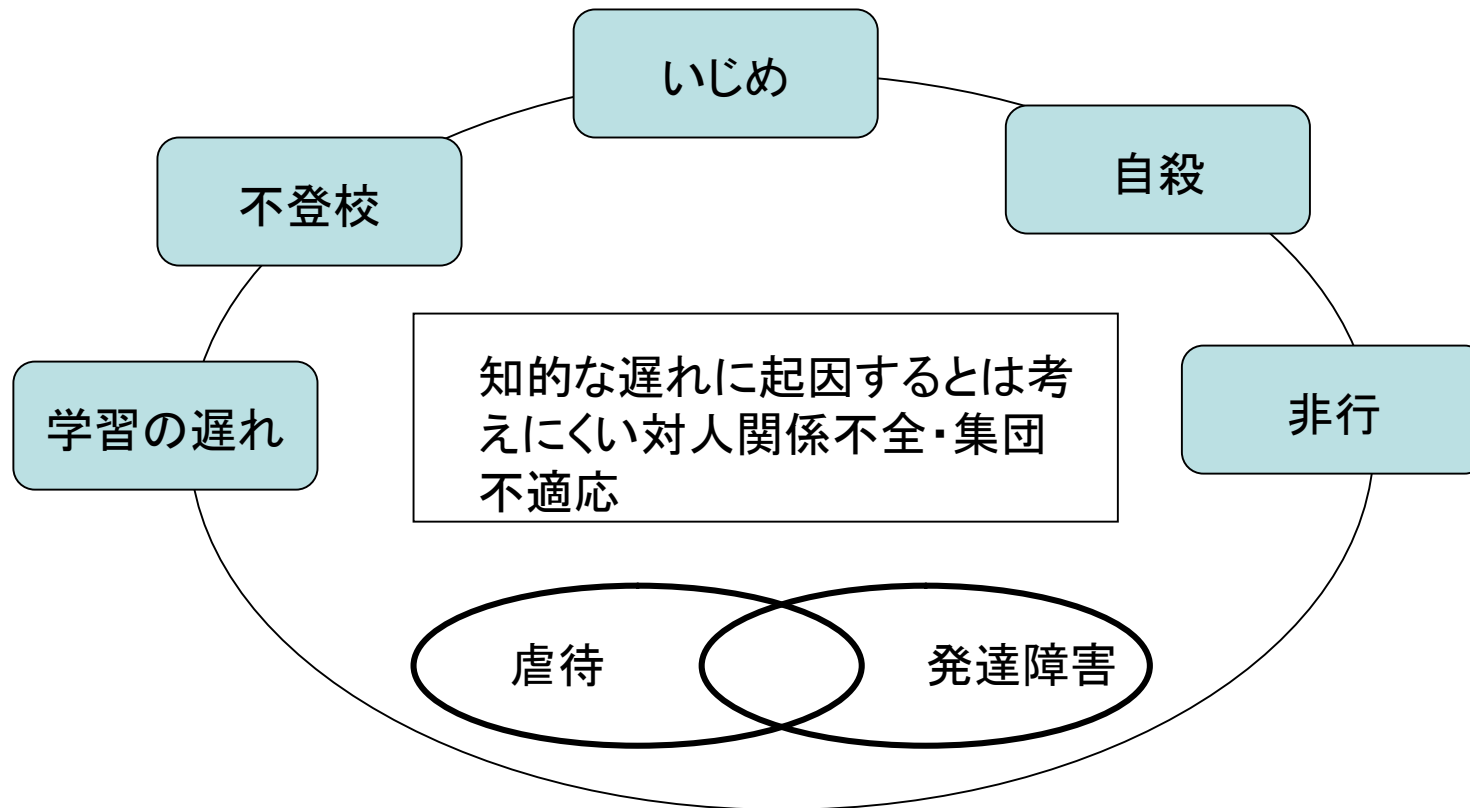


モジュール4

虐待と生徒指導・特別支援教育

虐待と生徒指導・特別支援教育



【虐待と生徒指導】

① 虐待と不登校

○ 虐待は、子どもの生活基盤そのものを崩す

- ・ 衣食住がまともに保障されておらず、保護者は、夜、家にいなかったり、朝も起きてこなかったりで、子どもが学校に行く意欲を持ってない。
- ・ 年下のきょうだいの世話をさせるため、保護者が子どもを学校に登校させない。
- ・ リストカットをくり返す母親を心配して、子どもが家から出られなくなる。

○ 虐待は、子どもの対人関係の歪みを生み、結果として学校不適応を招く。

- ・ 「服装が臭う」などを理由としてまわりからのいじめのターゲットにされる中で不登校に追いつめられる。
- ・ 学校には通ってきているが、他者と一切コミュニケーションをとらない。(場面かん黙)
- ・ 脆弱な自己評価を埋めようとして、友だちのモノを盗ったりする。

○ 教育ネグレクトとしての不登校

- ・ 長期化した場合、ネグレクトか子どもの意志かの判別も難しくなる。

① 虐待と不登校

岸和田事件の反省

※ 生徒が長期間学校を欠席していたにもかかわらず、学校や子ども家庭センターの職員が、家庭の状況把握を十分行わず、虐待が見逃された。

→ 長期にわたり学校を休んでいるケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って対応することが重要。

○ 児童生徒の家庭における状況の把握

学級担任が当該児童生徒に会っていない場合でも、かかわりを持てる者が継続的な家庭訪問を行うなど、状況把握に務める。

○ 関係機関との連携・協力

保護者から協力を得られないなどの場合には、民生・児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察など関係機関等の協力を得て、適切に対応。

【参照】 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」

(平成16年4月15日付け 16初児生第2号 児童生徒課長通知)

【虐待と生徒指導】

② 虐待と非行

虐待がもたらす子どもの心への影響が、「非行」の形で現れるケースもある

- 虐待は、「力による問題解決」のモデルを子どもに学習させ、子どもはそれを子ども同士の関係に持ち込む。
- 性的虐待による性化行動は、子どもを性的非行に誘導する。
- 非行に対する学校の指導のあり方次第では、親からの虐待行為と子どもの非行は悪循環に陥る。

(例) 学校から指導を受け、「うちの子が迷惑なら、もう登校させない」と親が言い出す。

→ 虐待的な家庭環境に子どもが閉じこめられる。

→ 子どもは、家庭から脱出しようとして、家出・徘徊やその延長線上の窃盗・恐喝といった非行行動を増幅させる。

≫≫≫≫ 非行が激しくなるほど、学校は「子どもの問題」に目を奪われてゆく……

② 虐待と非行

虐待と非行との関連性に関するデータ

○「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」

(平成12年 法務総合研究所)

- 少年院に在院する少年のうち、被虐待体験（身体的虐待、性的虐待、不適切な保護態度）を持つ少年の割合

家族又は家族以外の者からの虐待 …… 72.7%

家族からの虐待 …… 約50%

○「児童相談所における非行相談に関する全国調査」

(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学補助事業))

- 児童相談所が非行相談を受けた子どもの30%は虐待を受けた経験あり

～ データは虐待と非行との関連を示唆

→ **虐待への予防的対応の重要性**

【虐待と生徒指導】

③ 虐待と自傷行為

自傷行為


必ずしも自殺を企図しないリストカット、薬物の大量服用など

○ 思春期の葛藤状況の現れ方(男女の違い)

【男児】 外側に向かう行動化が多い（暴力、放火など）

【女児】 リストカット、大量服薬、過食嘔吐などに向かう行動化が多い

頻繁なリストカット、大量服薬、…

 くり返される自傷行為の背景に、虐待が潜んでいる場合がある。

【 虐待と特別支援教育 】

①障害者虐待防止法の成立と障害者虐待の定義

○障害者虐待防止法の成立

○障害者虐待の定義

・障害者

・障害者虐待

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

・障害者虐待の類型

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放任(ネグレクト)
- ⑤経済的虐待

【 虐待と特別支援教育 】

② 発達障害と虐待

- 発達障害のある子どもが虐待を受ける危険性は、より大きいと推定
 - ～ 背景に、発達障害のある子どもの「育てにくさ」による保護者のストレスや不安
 - 発達障害の早期発見と支援の重要性
- 医療・福祉と連携した乳幼児期からの特別支援教育の体制整備は、虐待防止にとっても重要な課題

【虐待と特別支援教育】

③広汎性発達障害と虐待

広汎性発達障害 (自閉症、アスペルガー症候群など)

- 対人関係の質的な障害
- コミュニケーションの質的な障害
- イマジネーションの障害

※ 虐待への関連性

広汎性発達障害の子どもの場合、

- 保護者の期待を受け止めることが困難
- 保護者と子どもとの相互的なやりとりがうまくいかない
- さまざまな社会的技能の学習も困難となりがち
- 障害特性が見えにくく、保護者は何がいけないのかわからない

【 虐待と特別支援教育 】

④ LD・ADHDと虐待

LD・ADHD

- 一次障害としての注意、協調運動、言語、認知能力のアンバランス
- 社会性、情緒面での二次障害（集団生活での不適応）

※ 虐待への関連性

- 一次障害への不適切な対応（スパルタ教育）としての虐待
- 二次障害への理解不足による虐待

【虐待と特別支援教育】

⑤被虐待児と発達障害児の「類似性」

○ 被虐待児と発達障害児の行動像はとても似てくる

- 落ち着きのなさ、多動性、衝動性
- 視線の合いにくさ
- こだわりの強さや思い通りにいかないときのパニック
- 学習面での遅れ

→ 背景にあるものが、虐待なのか、発達障害なのかに気づいていく目も必要

○ 現実のケースの多くは、何らかの発達上のつまづきと不適切な養育との双方の側面を持ち合わせている

→ 子どもの発達特性へのアプローチと、保護者の養育態度へのアプローチとは、局面に応じて、柔軟に軸足を変えながら取り組まれるべきもの

【 虐待と特別支援教育 】

被虐待児と発達障害児

なぜ似るのか、どう見分けるのか

なぜ似るのか

- 虐待が壊してしまうものとは……
 - 子どもの適切な注意活動、注意能力
 - 信頼感に基づく安定した人間関係
 - バランスのとれた社会生活技能

どう見分けていくのか

- 見分けていくために、
 - 適切な療育的対応をしながらの経過観察

【 見分ける際のポイント例】

- * 被虐待児に多い反応性愛着障害のケースであれば、抑制型から脱抑制型への移行が見られる
- * 対人関係の持ち方では、対人的なひねくれ行動が出現するなど、反応性愛着障害の方が、より敏感さを示しやすい。

【 虐待と特別支援教育 】

「一つの発達障害群としての被虐待児」 という見方(杉山の指摘)

「子ども虐待の影響は、幼児期には反応性愛着障害として現れ、ついで小学生になると多動性の行動障害が目立つようになり、徐々に思春期に向けて解離や心的外傷後ストレス障害が明確になり、その一部が非行(多動性行為障害)に推移していく」

「被虐待児は臨臨床的輪郭が比較的明確な、一つの発達障害群として捉えられるべきではないか」

「少なくとも、虐待を受けた子どもたちが特別支援教育の対象であることを、子ども虐待を担当したことがある現場の教師は了解できるであろう」

～ 杉山 登志郎 (2006)

学校のネットワーク化

